(ｲ)　技術提案書の提出の日に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,250点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,250点以上であること。）。

⑶　平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、同種工事(I)及び(II)の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が均等割の10分の６以上の場合のものに限る。）

１）単体で申請する場合　下記に掲げる同種工事(I)の施工実績をすべて有すること。

２）特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体(甲型)にあっては、共同企業体を構成する代表者が、下記に掲げる鋼橋上部工工事の同種工事(I)及びＰＣ橋上部工工事の同種工事(I)又は(II)の施工実績を有すること。あるいは、ＰＣ橋上部工工事の同種工事(I)の実績及び鋼橋上部工工事の同種工事(I)又は(II)の実績を有すること。代表者以外の構成員は、鋼橋上部工工事もしくはＰＣ橋上部工工事の同種工事(I)又は(II)のうちいずれか１つの実績を有すること。ただし、代表者が鋼橋上部工工事の同種工事(I)の施工実績を有さない場合は、代表者以外のいずれかの構成員が鋼橋上部工工事の同種工事(I)の施工実績を有すること。あるいは、代表者がＰＣ橋上部工工事の同種工事(I)の施工実績を有さない場合は、代表者以外のいずれかの構成員がＰＣ橋上部工工事の同種工事(I)の施工実績を有すること。

３）特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体(乙型)にあっては、鋼橋上部工工事を担当する場合は、鋼橋上部工工事の同種工事(I)の施工実績を有し、ＰＣ橋上部工工事を担当する場合は、ＰＣ橋上部工工事の同種工事(I)の施工実績を有すること。

＜同種工事(I)＞

・鋼橋上部工工事
道路橋における最大支間長70m以上を有する鋼箱桁橋の工事

・ＰＣ橋上部工工事
道路橋における最大支間長30m以上を有するＰＣ連結ポストテンションＴ桁橋の工事

＜同種工事(II)＞

・鋼橋上部工工事
道路橋における鋼箱桁橋の工事

・ＰＣ橋上部工工事
道路橋におけるＰＣ連結ポストテンションＴ桁橋の工事

⑷　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

１）専任の主任技術者又は監理技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。上記の「これと同等以上の資格」とは、建設業法第26条「主任技術者及び監理技術者の設置等」に記載される同法第15条第２号に該当するものをいう。

２）現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成17年度以降に下記の同種工事(A)及び(B)の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事のすべての施工実績を同一の者において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは２⑶に同じ。

＜同種工事＞

(A)　道路橋における鋼箱桁橋の工事

(B)　道路橋におけるＰＣ連結ポストテンションＴ桁橋の工事

３）専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

４）監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を設計業務に配置できること。

技術士（総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート））若しくは、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者であること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには技術提案書提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑹　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域４」において、入札参加資格停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において入札参加資格停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

１）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

２）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

３）共同企業体（甲型）を構成する場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

４）共同企業体協定書（甲）による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率が各構成員の出資比率が均等割の10分の６以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

５）共同企業体（乙型）を構成する場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙９－２に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。

６）共同企業体協定書（乙）による協定書案を提出する場合、分担工事額にかかわらず代表者は構成員において決定された者であること。